

障害福祉サービス等の利用者負担軽減措置による負担上限月額の変更について（平成22年4月以降）

別紙2

資料2-2
別添(共通)

H22.3.25

障害福祉サービス等に係る
事業者説明会

千葉県障害者自立支援課

○ 障害者の方（20歳未満の施設入所者の方を除く）

（単位：円）

利用者の方の区分		所得段階区分					
		生活保護の方	市町村民税非課税世帯の方		市町村民税課税世帯の方		
			本人収入80万円以下の方	左記以外の方	市町村民税所得割16万円未満の方	左記以外の方	
		低所得1		低所得2		一般1	一般2
在宅の方	通所サービス利用者の方※1	0	1,500 →0	1,500 →0	9,300	37,200	
	上記以外の方			3,000 →0			
ケアホーム等入居者及び施設入所者の方※2			0~15,000 (個別減免) →0	0~24,600 (個別減免) →0	37,200		

※1 短期入所のみを併せて決定している方を含みます。

※2 補足給付及び療養介護医療の金額の決定方法に変更はありません。

○ 障害児の方又は20歳未満の施設入所者の方

(単位：円)

利用者の方の区分		所得段階区分				
		生活保護の方	市町村民税非課税世帯の方		市町村民税課税世帯の方	
			本人収入80万円以下の方	左記以外の方	市町村民税所得割28万円未満の方	左記以外の方
			低所得1	低所得2	一般1	一般2
在宅の方	通所サービス利用者の方※1	0	1,500 →0	1,500 →0	4,600	37,200
	上記以外の方			3,000 →0		
20歳未満の施設入所者の方※2				3,500 →0	6,000 →0	

※1 短期入所のみを併せて決定している方を含みます。

※2 補足給付及び療養介護医療の金額の決定方法に変更はありません。

よろしくお願いたします。

